

平成30年9月定例会 総括審査会

宮本しづえ議員

委員	宮本 しづえ
所属党派 (質問日現在)	日本共産党
定例会	平成30年9月
審査会開催日	10月2日(火曜日)



宮本しづえ委員

知事は、今定例会冒頭の所信演説で4年間の任期を振り返り成果と課題を述べた。演説を聞いていて私が驚いたことは、避難者、被災県民の苦しみに全く触れなかったことである。

安倍政権のもとで進む被災県民切り捨てがそのまま県政にあらわれていると感じた。福島復興は被災者、避難者の生活となりわいの再建なしにはあり得ない。復興ビジョンで掲げたスローガンの実現もこの立場から推進しなければならない。

この観点から以下について質問する。

県の発表だけでも4万4,000人の避難者がふるさとに戻れず避難生活を余儀なくされている。少なくとも帰還困難区域の2万3,000人はふるさとに戻る展望を見出せずにいる。この間、県内の災害関連死は2,246人となり、災害関連自殺者は102人に及び、東北の被災県では最多である。

原発事故さえなければ元気に生きていたはずの方々が命を失っていった悔しさと無念を、我々政治家はしっかりと受けとめ、後世に伝えていかなければならない。

知事は、東日本大震災と原発事故により被害を受けた被災者の思いをどのように認識しているのか。

知事

地震、津波、原発事故による未曾有の複合災害により、多くのとうとい命が失われ、家屋の倒壊や流出など甚大な被害がもたらされた。さらに、大熊町や双葉町において全町避難が続いているなど、本県は現在も有事の状態にある。

今もなおふるさとを離れ、応急仮設住宅において不自由で不安定な生活を余儀なくされている方々を初め、被災した県民のさまざまな苦悩は、言葉にはあらわせないものと感じている。

今後もこうした県民のさまざまな思いを受けとめ、一人一人の事情を丁寧に聞き、国、市町村、関係機関等と力を合わせ、被災者の支援にしっかりと取り組む。

宮本しづえ委員

なぜ定例会の冒頭で今のような避難県民に触れる発言をしなかったのか。事故に対する知事の認識がそこにあらわれている。被害を終わりにしたい安倍政権に追随する姿勢があるからではないか。

知事

被災者の支援については、避難の長期化により個別化、複雑化している被災者一人一人の事情を丁寧に聞きながら、復興支援員による戸別訪問や生活再建支援拠点での相談対応などによりさまざまな課題の解決に努め、国、市町村等関係機

関と連携しながら、被災者が一日も早く生活再建を図ることができるよう支援を続けていく。

宮本しづえ委員

福島県から被害の実態をきちんと発信しないことは、被害を県内に閉じ込め原発事故は大したことはなかったと小さく装うこととなって、原発事故に全く反省のない安倍政権の原発推進政策を後押しすることにつながる。それは原発の再稼働に反対する75%の県民世論にも背を向けることになる。

県は原子力災害をこうむった福島の姿をありのままに伝えることの必要性をどのように認識し取り組んできたのか。

総務部長

より多くの方々に、複合災害を経験した本県への理解を深めてもらうためには、いまだ多くの県民が避難を続けていることや、廃炉、汚染水対策、風評の影響などさまざまな課題を抱える本県の実情と、懸命な取り組みにより復興が着実に進展している姿の両面を丁寧に発信することが重要であると認識している。

引き続き、福島の現状が広く伝わるよう効果的な情報発信に取り組んでいく。

宮本しづえ委員

安倍政権のもとで政権与党第7次提言の具体化が始まっている。事実上の避難者、被災者切り捨てが行われようとしている。2020年の東京オリンピックまでに避難者の姿を見えなくしようとしているのではないか。

生活再建の見通しをつけられずにいる避難者に対して早く次の生活拠点を決めろと迫り、無償提供の打ち切りが避難者の生活再建の後押しになるなどの口実をつけて支援を打ち切ることが許されない。

応急仮設住宅の供与終了時期を示すことが、被災者に寄り添うことになるのか。

避難地域復興局長

避難が長期化する中、応急仮設住宅はあくまで不自由で不安定な一時的な住まいであることから、復興公営住宅の整備状況等を踏まえ終了時期を示すことにより、今後の生活再建の見通しを早い段階から立ててもらい、その状況に応じて支援に取り組むことが重要と考え、関係市町村と協議の上、終了時期を示した。

今後とも避難者一人一人の事情を丁寧に把握し、生活再建に取り組む。

宮本しづえ委員

安定した住居の確保も終了時期を示す重要な理由とのことだが、仮設住宅に入っている方は建設型の仮設より借り上げ住宅に入っている方のほうが多い。既に恒久住宅に住んでいるわけであり、その理由は成り立たない。

こういった方に退去を求めることがよいと考えているのか。

避難地域復興局長

委員指摘のとおり、仮設住宅には建設型と借り上げ型がある。

建設型については老朽化や孤独の問題等、さまざまな課題も指摘されている。また、借り上げ住宅についても、所有者の都合で供与期間が限定されていたり、面積等の上限があることで狭さの問題もある。そういった形でさまざまな不自由な部分があると考えており、仮設住宅には変わらない。全体としては、復興公営住宅等のしっかりした住宅に入ってもらうことが重要と考えている。

宮本しづえ委員

南相馬市、川俣町、飯舘村、川内村、葛尾村の避難者は来年3月末で住宅提供が終了となる。この地域の避難者の帰還率は1～3割台にとどまっているのが実態である。この状態で住宅の提供を打ち切ることは、避難者に大きな困難を強いることになるのではないかと。

来年3月で応急仮設住宅の供与が終了となる市町村からの避難者に対する意向調査について、現在の進捗状況を聞く。

避難地域復興局長

本年8月末現在で、対象となる1,264世帯のうち約8割に当たる1,052世帯に対して電話や訪問により意向確認を実施している。

このうち来年4月以降の住まいの意向がおおむね決まった世帯が465世帯で44.2%、再建先の希望はあるが具体的な行動には至っていない世帯が316世帯で30%である。その他意向が決まっていない世帯が271世帯で25.8%となっている。

宮本しづえ委員

今の報告のとおり、まだ調査対象の半数の世帯で決まっていない。

これにはさまざまな事情があると思う。学校や仕事などと世帯によってまちまちであるが、個別の事情に寄り添うことが必要ではないのか。

避難地域復興局長

委員指摘のとおり、避難が長期化する中で避難者の個別の事情が相当複雑化しており、仕事の問題、健康の問題、経済的な問題などさまざまなものがある。

そういった観点から、電話や訪問による意向確認でそれぞれの状況を確認し、その状況に応じた支援を行っていく。

宮本しづえ委員

生活再建の方向が決められない方がいる限り、来年3月末の応急仮設住宅の打ち切りは見直して延長すべきと思うが、どうか。

避難地域復興局長

復興公営住宅などの生活環境の整備が進んだこと等から、飯舘村など関係5市町村の意向も踏まえ、昨年8月に来年3月末の応急仮設住宅の供与終了を示した。

その後の意向調査、戸別訪問等を通じて把握した避難者の状況に応じて、生活再建調整会議での対応方針を基本に、住宅確保・移転サポート事業等により支援を進めており、一日も早い生活再建につながるよう、しっかりと取り組む。

宮本しづえ委員

飯舘村の帰還率はわずか15.9%にすぎない。特定延長の仕組みもあるので、その対象拡大を国に求めるべきと思うが、どうか。

避難地域復興局長

特定延長は、応急仮設住宅が終了する被災者のうち、住宅の再建は決まっているが、公共事業等の工期の関係や自宅の建築や修繕に時間を要することで、仮設住宅を退去できない場合を対象としている。

先ほどの飯舘村等についても特定延長の制度を適用することとしているので、こういった要件の該当者については、その適用の検討を進めていく。

宮本しづえ委員

この特定延長は極めて限定的なので、対象の拡大を求める。

次に、県の学力調査について聞く。

原発事故から5年間の集中復興期間は被災県民、子供たちの健康を守ることが復興施策の中心に据えられていた。

しかし、復興・創生期間に入るとその位置づけが変わってきた。復興推進委員会の委員からも「だんだん子供のキーマンが減ってきた。子育て世代は子供に何か健康被害が起きるのではないかと心配している。子供たちの心と体の健康に重点を置くことをぜひ盛り込んでほしい。」との発言があった。

一般質問で我が党の神山議員が来年4月からの県独自の学力調査の中止を求めたのに対して、教育長は児童生徒一人一人の学力や学習状況を把握、分析し課題に応じた教育指導、改善指導を行っていく上で必要だと答えた。教育において一人一人の子供の状況に応じた指導を行うことは当然である。しかしそれは学力調査でなければならないのではなく、日々の教育活動を通じて子供たちに寄り添うことでこそ見えてくる。そのためにも少人数学級が重要である。

新たな県学力調査を新学期が始まったばかりの4月に実施することは、教員や児童生徒の負担になると思うが、どうか。

教育長

新たな福島県学力調査は、前年度までの学習内容の定着状況を早い段階で把握し、指導に生かせるよう4月に実施するとしている。

学力調査の実施に当たっては、採点や分析の専門業者への委託など、各学校の負担が最小限になるよう配慮して進めていく。

宮本しづえ委員

大震災と原発事故を通じて本県の子供たちは皆支え合い励まし合って、人類が体験したことのない苦難を乗り越える貴重な体験をした。この体験を通して人間の力を信頼し支え合う社会をつくることの大切さを学んだ。新たに競争の原理を持ち込み、子供たちを点数で分断することは決して教育的ではない。

新たな福島県学力調査は中止すべきと思うが、どうか。

教育長

福島県学力調査については、児童生徒一人一人の学力や学習状況の実態を把握、分析し課題に応じた指導改善を行っていく上で必要と考えている。

宮本しづえ委員

大熊町の教育長が退任のインタビューで国語、算数よりも心のケアが大事だと指導してきたと述べていたことは極めて印象的だった。

新学期始まりの4月に2つの学力調査を行うことが、どれほど子供と教職員を苦しめることになるか想像できない県教育委員会は現場を知らないのではないか。

本県の子供たちが抱える特別の困難をどう認識しているのか。

教育長

もちろん本県の子供たちが抱える特別の困難については重大な問題であり、スクールカウンセラーを初めとして最優先で手当てをしていかなければいけない。

一方、こういった苦勞を抱えている子供たちだからこそ、そこに教育の大きなチャンスもあると考えている。教えてもわからない苦勞を身をもって体験していること、その上にこそ真の学力も身につくと考えているので、心のケアはもちろん最優先で取り組んでいくが、学力の向上にもしっかりと取り組んでいきたい。

宮本しづえ委員

国は避難者の早期帰還政策をとっているが、避難指示解除の要件は年間追加被曝線量が20mSv以下と決して低い線量ではない。労働安全衛生法における放射線管理区域基準値をはるかに上回る地域で毎日生活しなければならない住民に対して国は被曝線量の管理を行っておらず、自己責任にされている。今後、帰還困難区域の一部で避難指示解除が行われようとしているだけに健康に対する無関心は許されない。

避難指示解除区域に帰還した県民の被曝管理を国が責任を持って行うよう求めるべきと思うが、どうか。

保健福祉部長

帰還した県民の被曝線量については、国の財源によるホールボディーカウンター検査や、個人線量計の配布などにより、被曝線量を把握できる機会を提供してきた。

今後とも、放射線の健康影響に対する県民の不安解消に必要なこれらの財源確保を国に求めていく。

宮本しづえ委員

基本的に自己管理のたてつけは変わらない。だから国が責任を持つように求めている。これについて改めて要望しておく。

復興期間の後半となる復興・創生期間の復興政策の中心に座ったのが、浜通り復興の原動力と位置づけられたイノベーション・コースト構想である。しかし、肝心の被災住民が復興の議論やまちづくりにどうかかわっているのかが見えず、避難者は置いてきぼりにされたと感じている。まちづくりの主体は住民でなければならない。

県の復興ビジョン検討委員会の座長を務めた鈴木浩先生は避難者の意見を聞く車座会議を今も続けているが、避難者の意見は単純に類型化できないと述べており、帰還するか否かの二者択一の単線ではない支援が必要だと強調している。

福島復興再生協議会を含めて、住民意見を反映する仕組みの構築が求められていると思うが、どうか。

企画調整部長

福島復興再生協議会については、復興、経済産業、環境の3大臣出席のもと、知事、県議会議長、市長会長、町村会長のほか、商工会議所や農業協同組合など県内の各団体の代表が参画し、地元や団体の意見を踏まえ、復興に向けた取り組みについて協議が行われている。

今後も地元の意見を丁寧聞きながら、復興を推進していきたい。

宮本しづえ委員

2014年6月のイノベーション・コースト構想研究会の報告書では「一番苦勞した地域が一番幸せになる権利がある。」と述べていた。しかし一方では「帰還しない意向を示している方が多い。イノベーション・コースト構想を進める地域は、多くの研究者や関連産業従事者が移り住んでくる住民を積極的に受け入れ、帰還住民と一体で地域の活性化を図っていくことが必要である。」としている。つまり復興は帰る人とやってくる人で行えばよいとのことである。

福島12市町村の将来像に関する有識者検討会の提言は、イノベーション・コースト構想を含む各種の取り組みによって、震災前に行われた人口予測を上回る回復の可能性もあるとまで述べている。

県は福島12市町村の将来像に関する有識者検討会で示された将来人口について、福島イノベーション・コースト構想の

推進により達成できると見通しているのか。

企画調整部長

避難地域12市町村の将来人口はさまざまな要因の影響を受けるが、1人でも多くの方に帰還してもらい、新たな人口を流入させるためにも産業基盤の回復が必要不可欠であり、福島イノベーション・コースト構想は大きな力になると考えている。

宮本しづえ委員

イノベーション・コースト構想関連事業は既に檜葉町の遠隔技術開発センター、いわゆるモックアップ施設、ロボットテストフィールドなど一部供用が開始された。

檜葉遠隔技術開発センターの開設に伴い、新たに勤務することになった職員の数を聞く。

危機管理部長

同センターの職員数は約50名と聞いている。

宮本しづえ委員

モックアップ施設で50人、ロボットテストフィールドはまだ常駐体制もない。イノベーション・コースト構想でどれだけの人口流入が見込めるかは未知数である。

事故前に居住していた住民を抜きにして地域の真の復興はない。帰還する方もすぐに帰還できない方も地域復興の担い手とする復興政策が必要だと思うが、どうか。

避難地域復興局長

これまで帰還者に加え、避難者にも防犯、見守り、コミュニティ維持を初めとして地元の復興の取り組みを担ってもらっている。

今後も福島の今を伝える情報提供を行い、ふるさととのきずなを維持してもらうとともに、復興交流拠点等の整備を進め、祭りやイベント、交流人口拡大ツアーの実施など帰還者や避難者等の多様な交流の場を創出し、多くの担い手の協力を得ながら復興再生に全力で取り組む。

宮本しづえ委員

浜通りの復興について、避難地域とはいってもそこに生活していた住民、避難者という言葉がなかなか出てこない、人が復興の中心に座っていないから戻らない人は視野に入れておらず、復興、まちづくりの主体にも位置づけられない。それでは町の復興は実現できないのではないかと。知事が言う現場主義とは、避難者は入らないのか。

避難者支援を打ち切り、被災地の復興も中央主導で進める背景には、原発事故を起こした国の責任放棄がある。原発事故は人災と指摘した国会事故調査委員会の厳しい指摘にもかかわらず、国会や国による事故原因の究明は放置された。原発事故関連裁判の4つの一審判決も国と東京電力の責任を認めたが、県は係争中のことにはコメントしないとする立場をとってきた。

原発事故による国の加害責任について県はどのように認識しているのか。

危機管理部長

福島第一原発事故については、国会や政府の事故調査委員会報告書、東京電力の報告書を踏まえると、津波に対する備

えが不十分であったことにより起きたものと認識しており、原子力安全規制を一元的に担う国においては、事故の当事者であるとの自覚のもとに、福島復興再生に対して責任を持って対応すべきと考えている。

宮本しづえ委員

東京電力の津波対策が不十分であり、加害責任は当然とすべきとの立場でよいか。

危機管理部長

各種事故調査の報告書を踏まえると、津波に対する備えが不十分であり、原子炉を冷却する機能が失われたと考えている。

国に対しては、事故の当事者として本県の復興再生に責任を持って取り組むよう求めている。

宮本しづえ委員

加害責任が明確であれば県民は被害者である。被害者である県民の苦しみ、困難にもっと寄り添った県政こそ求められている。このことを厳しく指摘しておく。

日本国内はもとより、地球規模での異常気象の主たる要因が地球温暖化によるものと指摘されており、温暖化対策は待ったなしである。

世界的には脱石炭開発が流れとなる中で、IGCC型とはいえ、福島県内への石炭火力発電所の増設は人類存亡の課題に逆行する。本県で発電しても電力の消費地は首都圏であり、県内の二酸化炭素の排出量にはカウントされないため心が痛まないのだろう。膨大な量の二酸化炭素を排出する石炭火力発電を推進しつつ、表向きは再生可能エネルギー先駆けの地を目指すこのスローガンは欺瞞に満ちている。

地球温暖化対策に逆行する、石炭火力発電を推進する県の姿勢は道義的に許されないと考えるが、どうか。

企画調整部長

県内で設置が進められている石炭ガス化複合発電については、従来の石炭火力に比べ発電効率が大きく、二酸化炭素の排出削減が図られるなど、本県において開発が進められた、将来の発展が期待される技術である。

引き続き環境にもしっかりと配慮しながら計画が進められていくと認識している。

宮本しづえ委員

本県原発事故を踏まえて原発からの撤退を決断したドイツでは、倫理委員会でその方針を決定した。

どの部署に聞いても、新しい石炭火力発電からどれだけの二酸化炭素が排出されるかを試算していない。ここに本県の倫理観の欠如が具体的にあらわれていると思うが、どうか。

企画調整部長

先ほども述べたが、石炭ガス化複合発電は本県で開発が進められた、二酸化炭素の排出量が20%程度削減されるなど環境に配慮された世界最新鋭の発電方式である。

また、石炭ガス化複合発電を含む化石燃料による電力は社会経済システムを支える安定電源としての役割や、天候により変動の大きい再生可能エネルギーのバックアップ電源としての役割を果たしていると考えている。

宮本しづえ委員

再生可能エネルギーを推進するに当たって並行して検討すべきは、環境との共生、地域主導、住民参加型にすることで

ある。

日本共産党県議団が4月に視察した長野県飯田市は地域循環の再生可能エネルギー推進について独自の条例をつくっている。地域でつくられる再生可能エネルギーは地域住民共有の財産と位置づけ、生み出される利益も地域循環させることを徹底する考え方である。

再生可能エネルギーの導入により生み出された利益を県外に流出させず、できる限り県内にとどめることが再生可能エネルギー推進を図る上で必要である。

そこで、地域主導型の再生可能エネルギー導入を推進すべきと思うが、どうか。

企画調整部長

再生可能エネルギーの推進については、地域が主役となった事業を推し進め、地域の活性化につなげていくことが重要であり、県内企業や県民の参加による導入促進、売電収益を活用した地域貢献の仕組みに基づく取り組みなどを進めている。

引き続き、地域主導の再生可能エネルギーのさらなる推進に取り組んでいく。

宮本しづえ委員

本県の再生可能エネルギーには県外資本や海外資本が相当入ってきている。しっかり現実を見て取り組みを進めるよう願う。

2016年12月時点の全国的な再生可能エネルギーの電源別割合を見ると、風力発電は約7%だが、本県は同時期で12.5%と2倍近くになっている。

風力発電は1つの計画が大規模となり、環境への負荷も大きくなる特性があるため、いわき市等での大規模風力発電計画に地域住民から反対の声が上がっている。

資源エネルギー庁は再生可能エネルギーの推進に当たり、企画立案の段階から住民合意を得るための努力を事業者に求める、風力発電に係るガイドラインの見直しを本年4月に行った。環境アセスメント法の手続では、事業計画が初めて公式に明らかにされるものが配慮書だが、住民説明の義務づけはない。

そこで、環境影響評価手続の配慮書の段階から住民説明会を開催するよう求めるべきと思うが、どうか。

生活環境部長

環境影響評価法では配慮書段階での住民説明会の開催について規定はないが、手続を行うに当たり、事業者から相談等があった場合には、地元の意向を踏まえ住民等に対し丁寧な対応を行うよう求めている。

宮本しづえ委員

そこをしっかりと行わせるための仕組みをつくるべきだと思うが、どうか。

生活環境部長

先ほど述べたとおり、法律では環境配慮書段階での住民説明会について義務づけられていない。

県としては、手続を行うに当たり事業者から相談があった場合について、地元の意向を踏まえて住民等に丁寧な対応を行うよう引き続き助言していく。

宮本しづえ委員

要請だけではだめだとのことでそういった提起をしているので、検討願う。

農地を耕作しながらソーラー発電を行うシェアリング方式による再生可能エネルギー発電は、非常に有効だと言われている。

そこで、農地を活用したソーラーシェアリングの取り組みについて市町村や農家を支援すべきと思うが、どうか。

農林水産部長

農地を活用したソーラーシェアリングは、農業収入と売電収入により安定した農業経営を目指すものであり、先月末時点で69件の農地転用を許可している。

引き続き、再生可能エネルギーのF I T価格が下がっている状況も踏まえた採算性への助言、農作物の栽培技術の助言等の支援を行っていく。

宮本しづえ委員

まだ件数が少ないと思う。この取り組みの推進に向けて、こういった仕組みがあることも含めてしっかり周知徹底を図るようお願い。